ソウルデザイン財団-日本文化服装学院

ソウルモデリストコンテスト受賞者
海外研修プログラム協約書

ソウルデザイン財団と日本文化服装学院（以下“両機関”とする）は創意力と才能を持つ
ファッション人材を発掘して育成するソウルモデリストコンテスト受賞者の海外研修プログラム
を進行するために下記のように協約を締結する。

第 1条（目的）
本協約はソウルデザイン財団が運営するソウルモデリストコンテスト事業の海外研修
プログラムの一環として日本文化服装学院とプログラム共同開発及び運営を円滑に行い、
相互の協力に必要な事項を決めるためだ。

第2条(協力内容)
両機関は、次の各号の協力を行う。

1. 両機関は海外研修プログラム共同開発及び運営のために必要な関連資料（一般的、行政的、学業的）及び評価報告などの欠課物を共有する。
2. 日本文化服装学院は研修プログラムが終了すると最終結果報告をPDFファイルのに提出する。（報告書期限は終了後10日以内とする。）
3. 最終結果報告は研修プログラム全体の概要、進行過程、教育内容など報告書に構成される。
4. 両機関に共有された全ての産出物は両機関の広報用として利用できる。

上記の協力範囲に含まれた事項を実行する前に両側は別途の書面合意を両機関の担当者を
通して合意し、必要時詳細は追加的な個別契約又は約定書で定めることができる。

第3条（ 修正及び変更）

1. 本協約は両側の代表者が署名した日から1年の効力を発揮する。
2. 本協約による当事者間の争いが発生する場合協約当事者は相互円満な協議により解決しようと努力する。
3. 本協約書の内容は署名人の書信交換を通した合意に基づいて修正又は変更することができる。

両機関は本協約が円満に締結されたことを証明するために本契約書2部を作成、署名して
両機関が各1部ずつ保管する。

ソウルデザイン財団	**文化服装学院**
283, Yulgok-ro, Jongno-gu, Seoul, Korea	〒151-8521東京都渋谷区代々木3-22-1
代表理事: (印)	学院長: (印)